

## 一般社団法人日本循環器学会 東海支部運営内規

### (総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を東海支部（以下「本支部」という。）において運用するために遵守すべき事項を定める。

### (支部事務局)

第2条 本支部における支部事務局を支部長が所属する医局内に設置する。

### (目的および事業)

第3条 本支部は日本循環器学会定款第4条に定めるところに準じ、東海地区の循環器学の向上、発展を図ることを目的とし次の事業を行う。

2. 日本循環器学会定款第35条に従い、地方学術集会（地方会）を開催する。
3. 日本循環器学会国際トレーニングセンター（JCT-ITC）の東海支部における講習会を開催する。
4. その他、目的達成のために必要と思われる事業を行う。

### (会員)

第4条 本支部会員は、原則として日本循環器学会定款第3章「会員」に準じ、勤務先あるいは居住地がある東海地区（愛知、岐阜、三重、静岡）の日本循環器学会会員および準会員をもってする。

### (支部長)

第5条 本支部の代表者は、日本循環器学会の理事の互選をもってし、支部長と称する。

2. 支部規程第6条の4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げない。
3. 支部長の任期開始日は4月1日からとする。
4. 支部長は「支部コンプライアンス・倫理規程」を順守しなければならない。

### (支部役員)

第6条 本支部役員は、支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、支部長推薦枠として会員である東海地区の7大学の循環器系を担当する教授が就任することとする。その他にも支部役員として必要な人物がいる場合は、支部長が推薦する。

4. 期中において各大学教授の交代があった場合は役員も変更となるが、就任期間は前任者を引継ぐこととする。
5. 支部役員は「支部コンプライアンス・倫理規程」を順守しなければならない。

### (支部監事)

第7条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては2名とする。

2. 支部監事の選出について、本支部においては、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
3. 支部監事は「支部コンプライアンス・倫理規程」を順守しなければならない。

(支部幹事)

第8条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名とし、支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

2. 支部事務局担当幹事の選出については、支部長が会員から選出する。
3. JCS-ITC 業務担当幹事は、会員かつファカルティの中から支部長が選出することとする。ファカルティがない場合は会員かつコースディレクターの中から選出する。
4. 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会兼評議員会において発言し、承認を得なければならない。
5. 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し支部長へ報告することとする。
6. 支部幹事は「支部コンプライアンス・倫理規程」を順守しなければならない。

(支部評議員)

第9条 支部規程第10条に定める支部評議員は、本支部においては200名以内とする。

2. 支部評議員の選出は各県別の会員数により按分し、支部役員の推薦により選出し、評議員会にて任ずる。
3. 原則として支部評議員の被推薦資格は、65歳以下で7年以上引き続き日本循環器学会会員である者とする。
4. 東海地区の日本循環器学会社員は全員支部評議員とする。
5. 支部評議員の任期は4年とする。
6. 支部評議員が他の地区への移動などで欠員が生じた場合、補充することができ、その場合任期は前任者の残りとする。

(地方会会長)

第10条 東海地方で開催される地方会の会長校は東海地区7（医科）大学（愛知県：名古屋大学・名古屋市立大学・愛知医科大学・藤田保健衛生大学、岐阜県：岐阜大学、三重県：三重大学、静岡県：浜松医科大学）が担当し、①愛知・②愛知・③三重・④愛知・⑤岐阜・⑥愛知・⑦静岡の輪番制とし、支部規程第11条2項に沿って選出する。

2. 地方会会長は「支部コンプライアンス・倫理規程」を順守しなければならない。
3. 地方会会長は、地方会開催日程の決定を行う。
4. 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
5. 地方会実施にあたり、会長の推薦にて会長校事務局長を任命してよい。会長校事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。
6. 地方会運営にあたる委託会社の選定は、会長一任とするが、委託料が過多とならないことを事前に確認しなければならない。
7. 地方会開催にあたり収入の受入れ、費用の精算の為、会長名において専用口座を開設しなければならない。口座開設と同時にキャッシュカードを作成する場合は、会長から使用者・保管者を指名し、それ以外のものが利用出来ない体制を構築しなければならない。

8. お届け印、通帳は会長または会長が指名した者が保管する。保管にあたっては必ず施錠し、本人のみが解錠出来る体制としなければならない。
9. 地方会会長の任期は、主催地方会にかかる業務が完了するまでとする。

(支部名誉評議員)

第 11 条 本支部における名誉評議員は、東海支部役員会での推薦において選任する。

2. 支部名誉評議員の被推薦資格は、日本循環器学会名誉会員、地方会会長経験者、および支部の発展に貢献した者で年齢は原則として 65 才以上とする。
3. 支部名誉評議員は、支部評議員会に出席することができるが議決権を有しない。
4. 支部名誉評議員は、永年資格とする。

(支部顧問)

第 12 条 支部規程第 4 条 2 項に定める支部顧問は、支部長の推薦において選任する。

2. 支部顧問の被推薦資格は、日本循環器学会名誉会員、地方会会長経験者、および支部の発展に貢献した者で年齢は原則として 65 才以上とする。
3. 支部顧問は、東海支部役員会に出席して発言することができるが議決権は有しない。
4. 支部顧問は、支部役員、支部幹事の兼務を不可とする。
5. 支部顧問は、永年資格とする。

(支部役員会)

第 13 条 支部役員会は、支部規程第 12 条に沿い、年 1 回、春の東海地方会前に開催する。

(支部社員総会、支部評議員会)

第 14 条 支部規程第 13 条に定める支部社員総会は、原則、本支部所属の社員が全て含まれるため、支部規程第 14 条の支部評議員会と同時開催することとする。

2. 名称は、支部社員総会兼評議員会とする。
3. 支部社員総会兼評議員会は、支部規定第 13 条および第 14 条に沿い、原則、春の東海地方会において年 1 回開催する。

(支部事務局業務)

第 15 条 支部規程第 15 条における支部事務局業務は、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務を外部業者に委託しても構わない。なお外部業者との経済条件の変更がある場合は、支部役員会での承認を必要とする。

(地方会)

第 16 条 支部規程第 16 条 1 項に定める地方会について、本支部においては毎年 2 回（春：5～6 月、秋：10～11 月）地方会を開催する。秋の地方会は北陸地方会との合同開催とする。

2. 東海・北陸合同地方会は東海地区での開催を 2 回、北陸地区での開催を 1 回とし、その会長は開催地区が交互に務めるものとする。
3. 地方会の名称は、春の地方会が「第〇〇回日本循環器学会東海地方会」とし、秋の北陸との合同開催の場合は「日本循環器学会第〇〇回東海・第〇〇回北陸合同地方会」とする。

4. 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。
5. 地方会の収支報告は、地方会会長校からの収支報告書を支部事務局において精査したのち、原則、地方会終了後2ヵ月以内に本部に報告することとする。

(JCS-ITC 講習会)

第17条 支部規程第17条1項に定めるJCS-ITC講習会について、JCS-ITC業務担当幹事との協議により支部事務局において事務業務を行う。

- 2 JCS-ITC講習会の事務業務についてはJCS-ITC講習会事務要領に定めることとする。

附則

- 1) この内規は、平成27年9月1日から試行期間とし、平成28年4月1日から完全実施とする。
- 2) この内規改正は、支部役員会において審議のうえ、支部評議員会にて決定する。